

弘前市農地利用最適化推進委員募集要項

1. 募集人数

53人

2. 任期

令和4年4月1日から3年間

3. 身分及び報酬の額

- ・身分：弘前市の特別職の地方公務員（非常勤職員）
（地方公務員法第3条第3項第2号及び農業委員会等に関する法律第18条第1項に基づく）
- ・報酬：基本給 月額31,000円（ほかに能率給あり）

4. 職務内容

- (1) 担当する区域内で、農業委員、農地中間管理機構と連携し、農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保並びに農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農地等の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進に関する現場活動を行う。
- (2) 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定や、農地等の利用の最適化の推進に関する施策改善について意見を提出する。
- (3) 農地法や他の法令に基づく、農地の権利に係る許可等に関して、現地調査等を行うとともに、必要に応じて総会等に出席し、意見を述べる。
- (4) 農業一般に関する調査及び情報の提供を行う。
- (5) 農業委員会等が開催する会議や研修会に出席する。

※ 活動内容を月毎に記録し、農業委員会事務局へ提出する。

5. 担当区域

4. 職務内容の(1)に記載の「担当する区域」は次に記載のとおり。

区域名	担当区域
第1地区	第2地区から第14地区までの区域以外の区域
第2地区	<p>大字神田三丁目、神田四丁目、神田五丁目、西城北二丁目、東城北三丁目、宮園三丁目、宮園四丁目、宮園五丁目、撫牛子、大久保、津賀野、百田、向外瀬、清野袋、撫牛子一丁目、撫牛子二丁目、撫牛子三丁目、撫牛子四丁目、青山二丁目、青山三丁目、清野袋一丁目、清野袋二丁目、清野袋三丁目、清野袋四丁目、清野袋五丁目、岩賀一丁目、岩賀二丁目、岩賀三丁目、撫牛子五丁目、青山四丁目、青山五丁目、向外瀬一丁目、向外瀬二丁目、向外瀬三丁目、向外瀬四丁目、向外瀬五丁目、小比内、高田、新里、福村、福田、境関、川先一丁目、川先二丁目、川先三丁目、川先四丁目、小比内一丁目、小比内二丁目、小比内三丁目、小比内四丁目、小比内五丁目、豊田一丁目、豊田二丁目、豊田三丁目、福田一丁目、福田二丁目、境関一丁目、扇町一丁目、扇町二丁目、扇町三丁目、福田三丁目、福村一丁目、早稲田一丁目、早稲田二丁目、早稲田三丁目、早稲田四丁目、城東一丁目、城東二丁目、外崎一丁目、外崎二丁目、外崎三丁目、城東中央三丁目、城東中央四丁目、城東中央五丁目、城東北二丁目、城東北三丁目、城東北四丁目、城東三丁目、城東四丁目、外崎四丁目、外崎五丁目、高田一丁目、城東五丁目、高田二丁目、高田三丁目、高田四丁目、高田五丁目、末広一丁目、末広二丁目、末広三丁目、末広四丁目、末広五丁目、田園一丁目、田園二丁目、田園三丁目、田園四丁目、田園五丁目</p>
第3地区	<p>大字松原西一丁目、松原西三丁目、広野一丁目、中野一丁目、中野二丁目、中野三丁目、中野四丁目、中野五丁目、城南一丁目、城南二丁目、城南三丁目、清水森、松木平、小栗山、原ヶ平、大和沢、一野渡、千年一丁目、千年二丁目、千年三丁目、千年四丁目、原ヶ平一丁目、原ヶ平二丁目、原ヶ平三丁目、原ヶ平四丁目、原ヶ平五丁目、富士見台一丁目、富士見台二丁目、狼森、城南四丁目、城南五丁目、館野一丁目、館野二丁目、山崎一丁目、山崎二丁目、山崎三丁目、山崎四丁目、山崎五丁目</p>

第4地区	大字稔町、旭ヶ丘一丁目、旭ヶ丘二丁目、緑ヶ丘一丁目、緑ヶ丘二丁目、緑ヶ丘三丁目、清水一丁目、清水二丁目、清水三丁目、若葉一丁目、若葉二丁目、清水富田、小沢、坂元、悪戸、下湯口、常盤坂一丁目、常盤坂二丁目、常盤坂三丁目、常盤坂四丁目、大原一丁目、大原二丁目、大原三丁目、桜ヶ丘一丁目、桜ヶ丘二丁目、桜ヶ丘三丁目、桜ヶ丘四丁目、桜ヶ丘五丁目、清富町、大開一丁目、大開二丁目、大開三丁目、大開四丁目、金属町、青樹町、自由ヶ丘一丁目、自由ヶ丘二丁目、自由ヶ丘三丁目、自由ヶ丘四丁目、自由ヶ丘五丁目
第5地区	大字藤代、土堂、菟中、鳥町、石渡、船水、町田、中崎、三世寺、大川、浜の町東二丁目、浜の町東三丁目、浜の町東四丁目、浜の町東五丁目、浜の町西二丁目、浜の町西三丁目、石渡一丁目、石渡二丁目、石渡三丁目、石渡四丁目、石渡五丁目、藤代一丁目、藤代二丁目、藤代三丁目、藤代四丁目、藤代五丁目、外瀬一丁目、外瀬二丁目、藤野一丁目、藤野二丁目、浜の町北一丁目、浜の町北二丁目、船水一丁目、船水二丁目、船水三丁目、町田一丁目、町田二丁目、町田三丁目、八代町、藤内町
第6地区	大字高野、館後、国吉、黒土、吉川、桜庭、平山、米ヶ袋、中野、中畑、番館
第7地区	大字蒔苗、富栄、細越、折笠、宮館、中別所、弥生
第8地区	大字元薬師堂、独狐、前坂、高杉、糠坪
第9地区	大字楢木、鬼沢、貝沢、大森、十面沢、十腰内、小友の一部
第10地区	大字青女子、種市、小友の一部、三和、笹館
第11地区	大字石川、小金崎、八幡館、大沢、乳井、薬師堂、小金崎一丁目
第12地区	大字駒越、真土、龍ノ口、鳥井野、如来瀬、兼平、一町田、熊嶋、高屋、賀田一丁目、賀田二丁目、賀田、八幡、鼻和、横町、愛宕
第13地区	大字五代、宮地、新岡、葛原、新法師、高岡、百沢、常盤野
第14地区	大字湯口、黒滝、五所、水木在家、紙漉沢、坂市、藤沢、相馬、大助、藍内、沢田、昴

6. 農地利用最適化推進委員の要件

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、委員の選任予定日において、次の(1)から(3)のいずれにも該当する者。

- (1) 弘前市の職員でない者
※地方公務員法第3条第3項に定める特別職に属する職員を除く。
- (2) 次の(ア)(イ)に該当しない者
(ア) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
(イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 令和4年4月1日現在で満20歳以上である者

7. 推薦・応募に係る様式、書類

法人・団体による推薦	<ul style="list-style-type: none">・農地利用最適化推進委員推薦・応募書(様式第1号)・戸籍情報等を確認することについての同意書(様式第2号) ※被推薦者分・推薦を受ける者の農地利用最適化推進委員候補者推薦承諾書(様式第3号)・推薦をする法人・団体の規約等の写し
個人による推薦(※)	<ul style="list-style-type: none">・農地利用最適化推進委員推薦・応募書(様式第1号)・戸籍情報等を確認することについての同意書(様式第2号) ※推薦者・被推薦者分・推薦を受ける者の農地利用最適化推進委員候補者推薦承諾書(様式第3号)
本人による応募	<ul style="list-style-type: none">・農地利用最適化推進委員推薦・応募書(様式第1号)・戸籍情報等を確認することについての同意書(様式第2号) ※応募者分

※個人による推薦の場合は、推薦日において満20歳以上の者3人以上の連名による推薦であること。

※必要に応じ、上記以外の書類の提出を求める場合がある。

8. 推薦・応募に係る様式の入手方法

【窓口で入手】

様式設置窓口

- ・弘前市農業委員会事務局、弘前市農林部農政課
- ・岩木総合支所総務課
- ・相馬総合支所総務課
- ・各出張所

【インターネットで入手】

- 弘前市ホームページ(<http://www.city.hirosaki.aomori.jp/>) からダウンロード

9. 募集期間

令和3年10月1日（金） から 令和3年10月29日（金） まで

申し込み先へ直接応募する場合は、平日の午前8時30分から午後5時までに必要書類を提出し応募すること。

郵送により応募する場合は令和3年10月29日必着。

※申し込み状況により募集期間を延長する場合は、弘前市ホームページなどにより公表する。

10. 推薦・応募状況の公表

募集期間の中間と期間終了後に、提出された書類を基に、次の内容を弘前市ホームページ上で公表する。

- ・応募者総数、被推薦者数、本人による応募者数及び応募者総数のうちの認定農業者数
- ・法人・団体による推薦の場合、推薦者の名称、目的、代理者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員たる資格
- ・個人による推薦の場合、推薦者の氏名、職業、年齢及び性別
- ・被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴、農業経営の状況等及び認定農業者の該当の別
- ・推薦又は応募の理由
- ・委員活動の希望地区
- ・農業委員へ推薦又は応募しているか否かの別

11. 農地利用最適化推進委員候補者の選考方法

弘前市農地利用最適化推進委員選考委員会により候補者を選考する。

12. 農地利用最適化推進委員候補者の選考結果の通知

農地利用最適化推進委員候補者の選考結果は、被推薦者及び応募者へ書面で通知する。

13. 農地利用最適化推進委員の委嘱

農地利用最適化推進委員候補者については、弘前市農業委員会総会において審議・議決を経た後、弘前市農業委員会が委嘱する。

14. その他

- ・ 農業委員、農地利用最適化推進委員の両方に推薦・応募することはできるが、両委員を兼務することはできない。
- ・ 推薦書等の内容確認のため必要な場合は、本人又は関係機関等へ照会を行う場合がある。

15. 問い合わせ・応募先

弘前市農業委員会事務局

〒036-8551 弘前市上白銀町1-1 弘前市役所前川本館 3階

電話 0172-40-7104